



消費生活に関する授業を実施

(1) ねらい

消費生活上のトラブルとその対応についての話を聞き、自らの生活に活かす。



(2) 対象 (○の下の数字は対象学年)

幼	小	中	高	般
	○	○	○	○

(3) 支援メニュー提供者

滋賀県消費生活センター

(4) 形態

出前授業

(5) 関連教科等 * () 内は関連性の強い単元

生活科、家庭科、総合的な学習、社会科

(6) 土曜授業

不可

(7) 支援メニュー内容

主な内容：・高校生や若者に多い消費者トラブルの事例と対処法
・インターネットに関係した消費者トラブルと対処法
・インターネットに潜む危険と安全に使う注意点

※高校生向けには、滋賀弁護士会から弁護士を講師として派遣することもできます。

(8) 支援メニュー関連ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

(9) 費用

謝金	不要
旅費	不要

(10) その他

地域対象：県内全て

講師派遣の40日前(弁護士講師の場合は2ヶ月前)までにご連絡ください。

※DVD・糖度計・すごろくゲームなどの教材貸出やリーフレットなどの教材提供も行っています。

申し込み

この支援メニューは、メニュー提供者のホームページまたは電話・FAX等により直接申し込むことができます。しが学校支援センターを通じて申し込むことも可能です。

相談はしが学校支援センターへ 電話：077-528-4654 e-mail：ma0601@pref.shiga.lg.jp